

令和4年度

剪定枝戸別回収



- ・申込みは**砺波市**
シルバー人材センターで！
- ・**何回でも利用可能！**

利用料金

- ① 65歳以上の世帯 3,000円/回
- ② 一般世帯 6,000円/回

回収期間

令和4年4、5、6、7、10、11月、
令和5年3月（火～金曜に限る）

受付期間

令和4年4月1日～令和5年3月10日
※利用したい日の1週間前までに申し
込んでください。ただし、申込人数が
上限に達した場合は、利用を制限
することがあります。

申込・支払場所

砺波市シルバー人材センター

回収できるもの

次の要件をいずれも満たすもの

- 1 自分(家族)で剪定した屋敷林の
剪定枝 ※竹、ウルシ、ユズ等は除く
- 2 長さ2m以内かつ太さ10cm以内



- 3 1回につき、軽四トラック1台分を
超えない量とします(左上写真参照)

回収場所

- ・宅地内に1か所にまとめておく
- ・軽四トラックを横付けできる場所
- ・回収作業員が認識しやすい場所

問合せ：砺波市農地林務課 ☎33-1431

※裏面もあります

申込みから回収までの流れ

①申込み・支払い 砺波市シルバー人材センター



- ・砺波市シルバー人材センターに「剪定枝戸別回収申込書」をご提出ください。
- ・利用料をお支払いください。(前納制)
- ・回収日を、砺波市シルバー人材センターと相談して決定してください。



②回収



砺波市シルバー人材センターが、利用者のご自宅まで回収に伺います。

利用者の声



最後の一枚までスッキリ運んでくださり、枝の始末の負担が軽減されました。

軽四トラックを持たないので助かりました。



本人が処理施設へ持ち込まないので、運転の危険もなく、高齢者には大変助かりました。



詳細はWEBをチェック！

剪定枝戸別回収

検索

